

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL・FAX 052-883-6966 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

2004春の健康学校のよびかけ

主催：愛労連・愛知健康センター

生きる力の芽吹く春ですが、働く人たちのいのちと健康は、恒にもまして危機に瀕しています。職場での実践を軸に、以下の内容で、春の健康学校を企画しました。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

- A 講座 5月12日（水）鈴木多加二先生（精神科医）
「職場のメンタルヘルス・その予防と対策」
- B 講座 5月19日（水）大川浩正先生（外科医）
「腰痛は治る・その予防と対策」
- C 講座 5月26日（水）鈴木明男氏（住軽金労働者）
「一人でもできる労安活動愛知労働局」
愛知労働局
「管内の労働災害の現状と課題」
- D 講座 6月2日（水）田巻紘子（弁護士）・近森泰彦（健康センター理事）
「労災事例相談から学ぶこと」

時 間：18:30～20:45

会 場：労働会館本館 2階会議室（金山駅から名鉄本線に沿って、南へ徒歩約10分）

参加費：1回500円、4回2000円（残念ですが、今回は割引はありません）

申込先：愛知健康センター TEL&FAX 052-883-6966

愛 労 連 TEL&FAX 052-871-5618

定 員：50名

<お願い> 受講を希望される方は、なるべく事前にお申し込み下さい。



名古屋高裁でも全面勝利 (株)ダイコーは、判決に従い 千葉君を職場に戻せ！

■大きなご支援ありがとうございました

全港湾労働組合ダイコー分会の組合員が、(株)ダイコーに不当解雇された事件で、解雇無効と地位確認を求めた千葉裁判は、4月13日、午後1時より名古屋高等裁判所で控訴審の判決が行われました。

80名を超える満員の傍聴者が見守る大法廷で、小川裁判長は

一、(株)ダイコーの控訴は棄却する

(地裁判決どおりの賃金支払を継続)

二、(株)ダイコーは一時金(夏・冬ボーナス)を支払え(高裁での追加請求分)との判決を言い渡しました。

高裁判決を前に、15,000名を超える皆さんから「公正判決を求める署名」に協力頂き、宣伝・抗議行動へのご協力と合わせ、勝利判決の大きな力となりました。改めてお礼申し上げます。

■大西光吉会長・大西光三社長の責任は重大！

判決を無視し続ける事は 許されない！

2003年5月30日、名古屋地裁での全面的な敗訴にも、反省など全くなく、むしろ挑戦的な姿勢で終始してきた(株)ダイコーの責任は重大です。

仮処分決定も含め、地裁、高裁と三回の審判にも負けながら、司法の判断を無視し続ける会社には未来はありません。

最高裁まで持ち込まれた栃木合同闘争(定年までの賃金を支払って和解)、愛知地労委の救済命令が出た段階で和解した

名海運輸闘争(解雇撤回で職場復帰)、地裁の審理の段階で和解した由良海運闘争(解雇撤回で職場復帰)など、全港湾組合員への不当解雇事件の多くは、訴えられた企業が裁判の結果や全港湾の主張を認め、和解が成立しています。

(株)ダイコーに残された選択。それは判決に従い全港湾の主張を認め、和解に应ずるしか道はありません。

■判決後団体交渉実現

高裁判決後、午後3時より支援共闘との団体交渉が、(株)ダイコー本社で実現しました。

支援共闘会議の見崎議長(愛労連)、山田副議長(国労名古屋地本委員長)、福田副議長(全港湾名古屋支部長)など6名が、大西光三社長との交渉に臨みました。

支援共闘から二点の要求(「職場復帰」

「上告を止め話し合いで解決」)を書面で提出し、解決を求めました。

大西社長からは「解決に向けて話し合いを続行したい」との考え方が示されましたが、要求に応える回答はありませんでした。和解が実現するかどうか、すべては大西光吉会長・光三社長の決断にかかっています。

全港湾ダイコー闘争支援共闘会議

ド イ ツ 見 聞 録

愛知健康センター事務局長 宮崎 脩一

3月21日から30日まで、愛知労働問題研究会の一員に加えてもらい、ブレーメン大学での日独セミナーに参加しました。

鈴木明男さんは、住友軽金属の三直四交替制度のもとでの労災について発表し、私は、過労死の実態について、鈴木美穂さんと永縄さんの事件を例にして発表しました。

ドイツでは、週35時間労働制になっているし、サービス残業や超過勤務の制限も強く、職場の労使が参加する経営協議の場において、殆どの問題が解決されるので、過労死はないとの大学の先生方の答でした。

ところが、労働基準監督署を訪問したときに質問をしたら、ドイツにも過労死があるとのことでした。それは、管理職の一部で大変忙しい人たちがいて、過労死することもあるとのことでした。しかしその数は少なく、過労死のメカニズムについての分析が進んでいないのではないかと思います。日本では過労死が多いこともあって、労働時間との関連や、ストレスとの関連・睡眠時間との関連など、過労死の仕組みの研究が進んでいるのではないのでしょうか。

ブレーメンから55km離れた河口部に、ブレーメンハーフェンという港があります。この港はハンブルクに次ぐドイツ第

2の港です。12mまで浚渫した港には大型船が横付けになり、大きなクレーンでコンテナが積み卸しされていました。また、広いスペースに、輸出用自動車が並べられ、大きな船の中に運ばれていました。

ここで、労使双方の代表から港の説明を受けましたが、コンテナ化が進む中で、臨時の派遣労働者が少しずつ増えていること、合理化が進んでいること、ヨーロッパの他の港との競争があることが指摘されていました。しかし、港ごとの競争に陥るのではなく、全国的あるいはECとして労働者の権利をどう守るのかという視点を見失ってはいないようです。賃上げを要求してのストライキは、1987年から行っていないとのことでした。ここでも日本の労働組合が企業別労組になっている事が問題だと思いました。



お知らせ

住軽金・強制出向無効裁判
第1回控訴審

6月14日(月) 10:00 1003法廷(名古屋地裁)

是非傍聴をお願い致します。



第 8 回日独労働セミナーに参加して

住友軽金属労働者 鈴木 明男

日独セミナーは、90年代初頭から行われている、愛知労働問題研究所とドイツのブレーメン大学を中心とした学者・研究者ら労働政治アカデミーとの研究・交流の場です。

私たちは、豊かさを実感できると言われるドイツの働き方を学び、またドイツは、日本の実態を研究するというものです。

私は、「労働問題の中心課題を労働者の健康と安全に据えて職場の改善を」と「世界の到達した物の見方・考え方を自分たちの職場に活かそう」をテーマに、ドイツを生部チャンスにしたいという想いから参加させて頂きました。

今回のセミナーは、2002年に実施した、フランスCGT労働組合との交流に次ぐ貴重な体験となりました。以下にその報告をいたします。

1. 機内での時間

機内の12時間は長くて、身動き制限で大変です。(住軽金の13時間労働は更に長い)私の席は往復とも「窓際最前列」で、短い足は伸ばし放題。日頃のストレスを解消するのに最高でした。入鹿池・御岳山・遠くに富士・日本海・雪と氷に閉ざされたシベリアを眼下に見ることができて、日頃の窓際・最前列の特権が思

わぬところで生かされました。

猿田教授(中京大学)、長沢教授(日本福祉大学)を始め、参加された皆さんと時間を気にしないで話し合えたことは大変有意義でした。特に猿田先生との「これでいいのか日本の労働運動」は、帰国後のテーマに早々と決まりました。

2. 人権と自然を大切にしたいドイツ

ブレーメンで最初に見たもの、それは4両編成の市電と巨木の多さです。市電は静かに走ります。レールに継ぎ目が無くガタンゴトンいわないようにきれいに溶接されていました。ドアは乗客が開きます。低床の車内へは、車椅子や乳母車も容易に入れます。改札も改札口もありません。車内のアナウンスはテープで流れ、「次はどこどこです」のアナウンスのみでした。

日本のJRは改札は厳重ですし、「駆け込み乗車はお止め下さい」に始まり「危険物は持ち込むな」「チカン行為は見つけたら警察に知らせろ」「イベントに参加しろ」

「ドアから手を離せ」などと車掌はしゃべり詰めです。私は、根元に人権感覚のレベルを感じました。それに緑が多いこと。さらに、古い建築物が今も多く使われていること、撮影禁止が見あたらないことには感心させられました。

3. 終了時間を守るドイツ人

ブレーメンは、港町として栄えた歴史の町です。私たちが一日目に案内された港は、高速道路を1時間ほど走ったところでした。

バスの中から、港のコンテナの間を見学。その後、港を一望できる屋上会議室で交流会が開かれ、質問もできました。

港湾労働者は、コンテナの中身は関知せず、送り先を確実にしている。三交替で24時間年中操業。雇用形態は、正規雇用者6割、パート4割と日本と大差ないが、賃金は同一労働者同一賃金ですから、この点は日本と大違いです。

二日目は、いよいよ、準備した住軽金

における労働実態の報告です。私の持ち時間は20分間(内通訳に半分の10分間)。たかが10分されど10分の重みを感じながら、住軽金での労安活動の報告が国際的(?)に発表できることを最高のチャンスだと思いました。

三日目は、築600年のブレーメン旧市役所を案内された。港町をイメージした模型の船や手の込んだ彫刻に感動の連続でした。

更に強く感じたことは、一日目の港の見学も、三日目の市役所の見学も情熱的に案内してくれた方々が、時間をきちんと守り帰宅を急ぐ姿が印象的でした。

4. 帰国を前にフランクフルトを観光散策

ヨーロッパの玄関フランクフルトは。空港の活気はそのまま市街地にも充満していました。同行して頂いた安井さんの予備知識を頼りに、一日乗車券を買い求め、市電と地下鉄を利用しました。

教会・博物館・市民広場・商店街など精力的に歩き回って、観光ルートにない町はずれも見ることができ、大変良い思い出になりました。

ゆたか福祉会、理事解任は名ばかり

福祉事業の大手、ゆたか福祉会とゆたか労組が一体となって進めてきた「綱領路線」の亀裂が広がっている。

1月17日、法人は、鈴木峯保副理事長、鈴木清覚専務理事、前田真澄常務理事の三名の理事を解任しました。ところが、3月27日理事評議員会は新しく参事職を設け、両鈴木を理事と同列の参事に選任しました。前田は、ゆたか労組に戻り、労組代表として経営協議会に出席しています。

不正常の責任を取って三人を解任したはずが、実質復帰させるやり方は、綱領

教育という名の人権侵害を全く反省していないと言わざるを得ません。愛労連ローカルユニオン、ゆたか民主労組につづく第四勢力の動きも出てきました。

また、ゆたかの異常性を指摘し、是正を求める保護者たちの声も出始めました。

福祉は誰もがいつかはお世話になる分野です。21世紀は平和と福祉の世紀です。福祉をねじ曲げ、人権侵害を繰り返すゆたか福祉会とゆたか労組は必ず正常化されねばなりません。

(センター理事 大家信義)

産業衛生学会に初参加

愛知センター理事 近森 泰彦

4月23日から16日までの4日間、名古屋市熱田区の国際会議場を会場として第77回目の学会がひらかれました。全国から延べ7000人を越える研究者、医師、産業医、労働組合関係者など多数の参加がありました。

名古屋での開催に先立って愛労連、愛高教、健康センターの代表が、今回の責任者を務められた、名古屋市立大学の井谷教授を訪ねて、労働者側役員の「連合」独占を改め、愛労連と健康センターも加えていただくよう要請を行いました。「連合」愛知の担当役員にも同様の申し入れを行いました。

その結果、少し隙間が開いて最終日(16日)の地域交流集会で報告が認められ、建交労の谷藤書記長が「トラック運送業界の長時間労働と重大事故の多発」と題してドライバーの事故、健康、長時間労働(年間総拘束時間3516時間)など数字をまじえ、劣悪化する労働実態とこれを放任する政府の姿勢を鋭く告発しました。

健康センターは、住友軽金属名古屋製造所で24時間2交替勤務に就いている生産労働者の熱中症対策について資料を配付して発言をしました。

地球の温暖化が確実に進行している中で、夏場の暑熱職場が広がってきています。学校の教室も同じように暑くて勉強に身が入らない状況が新聞などで報道されています。

ところで生産職場の温度や湿度の規制値は、労働基準法・労働安全衛生法始め、関連の規則には何も定められていません。私たちが調査した住友軽金属の生産現場では、夏場に40℃を超えることが常態化しています。国会で八田議員に法規

制について質問してもらいましたが、政府は快適な職場作りに欠かせない数値設定をしようとはせず「自己責任」を放棄して企業の自主性に任せる態度です。

先進諸国は国際基準のWBGT(気温、湿度、輻射熱、対流の総合指数)を採用しています。WBGTはISO、我が国ではJISにも取り入れられて労働省の外郭団体や研究者の間では常識になっています。今回の学会では、温熱環境研究自由集会在もたれ、「作業強度をいかに表すか」「温熱許容基準の“作業の強さ”について」という興味ある報告がありました。当学会の社会的役割を重視して早い時期から参加してこられた三栄さん(愛高教副委員長、元全国センター常任)は、「1996年産業衛生学会の検討委員会が労働関連性を考慮した循環器疾患の予防を提起した。委員会は医学者、臨床医のほか大企業(NTTなど)産業医も加わっている。提言は月50時間以上の残業、週60時間以上にわたる長時間労働の原則禁止、路面交通労働者、救急・警察、保安、寒冷暑熱・騒音暴露・高温作業の労働者の時間外勤務禁止 など多岐にわたっている。このうち長時間労働については『過重労働による健康障害防止のための総合対策』(02年12月)に提案が結実した」と労働者の健康を守る上で学会の積極的な役割を評価しています。

健康センターも今回の経験を生かして労働者にいっそう開かれた学会になるように役割を果たしたいと思っています。



産業衛生学会に参加して

愛知健康センター理事 三栄 国康（愛知高教組）

第77回日本産業衛生学会が、4月中旬名古屋で開催された。多忙の折、筋骨格系（運動器）障害予防、暑熱環境問題、「地域交流集会」に焦点をしばり、職場から何度も往復した。シンポ「作業関連運動器障害—概念・要因・対策の新しい流れ」は、整形外科の研究者も交えて、「腰痛の4割は不安を要因としている」「運動器障害には心理社会的要因（これがキーワードみたい）の関与が大きい」など、E U - O S H Aも引き合いに出されて、新たな流れを示していた。シンポ前日の頸肩腕障害研究会では、上肢障害認定基準の非科学性を問題にしていたが、その歩みの遅さに一抹の懸念を抱いた。

住友軽金属名古屋工場の熱中症・3直2交替勤務体制とたたかっている労働者の支援者ととともに参加した暑熱環境研究会自由集会では、A C G I Hの新たなヒートストレスの上限値なども紹介され、研究者と名刺（アドレス）交換もできて、今後のたたかいに役立ちそうな予感がする。

「地域交流集会」は、1月から実行委員会の井谷・城（名市大）両先生に、連合との事前協議への参加を申し入れ、連合とも個別に協議をした。結果的には、事前協議への参加はできなかったものの、集会での事例報告の1つを受け持つことになった。井谷教授の意向もあり、長距離トラック運転手の健康障害を建交労愛知県本部書記長が報告した。これ以外にも、愛商連の中小自営業者の健康問題、住軽金の熱中症問題の資料を配付した。連合が54名動員したこともあり、資料75部はすべてなくなった。これだけでも大きな成果だ。

フロアからの発言で、愛商連も資料紹介し、住軽金のたたかう労働者も発言した。熱中症問題には、研究者が大きな関心を示したが、時間不足であった。

大久保利晃氏も討論に参加したりして、近年になく活発な集会だったといわれた。



刈谷市職員の過労死を公務災害認定請求

「公務災害認定を求める会」結成総会を計画

刈谷市美術館勤務の倉田康弘さん（当時30歳）は、1998年（H10）12月、急性頭蓋内出血のために逝去されました。奥様と二人の小さいお子さまが遺族になりました。残された遺族の方は、平成13年6月に地方公務員公務災害補償基金

愛知県支部に公務災害認定請求をしました。しかし、4月末現在その結論はまだ出されていません。

倉田さんは、平成8年の人事異動で美術館の業務につきました。上司2名も新人でその教育も担わされ、増える仕事に必要な人員も配置されず、倉田さんに仕

事の負担がのしかかってきました。過重なストレスと長時間勤務が常態化し、残業だけではこなせきれず、帰宅後も持ち帰った仕事をし、就寝時刻は深夜2時、3時にもなることが続きました。その結果、高血圧を進行させ頭蓋内出血に至ったものと断定できます。

ところが、刈谷市当局は、倉田さんの長時間過密労働を認めることに極めて消極的で、「過労死として認定すべき」という姿勢にたっていません。現在でも刈谷市美術館職員の増員はなく、美術館職員は長時間勤務を強いられています。

2004年5月29日（土）、倉田さんをよく知る人たちの呼びかけで、「刈谷市職員倉田康弘さんの過労死の公務災害認定を求める会」結成総会を、刈谷市民会館開催することになりました。

地方公務員で公務災害の認定を受けることができた件数は全国的にも少なく、労働者の救済が遅れた分野になっています。自治体労働者の長時間・過密労働の実態を明らかにしながら、倉田さんの公務災害認定を実現し、遺族の救済をすすめるとともに再び過労死が起こらない職場をつくるための活動が求められています。

お知らせ

「倉田康弘さんの公務災害認定を求める会」結成総会

日 時： 5月29日（土） 13：30
場 所： 刈谷市民会館

積極的なご参加をお願いいたします

センター への 相談事例

Uさん（38歳・女性） 水泳指導中、ムチ打ち症を発症

平成11年3月、小学生の水泳指導中にやんちゃな男児にダイビングの直撃をうけて体調を崩してしまいました。

日赤病院で仕事上の事故という診断をしてくれたので平成11年4月から7月まで休業補償と療養費の給付を受けました。ところが医師が「3ヶ月たってムチ打ちが治らないのはおかしい」「体質によるものだから薬を飲めば治る」と言い出したため監督署は直ちに私病に切り替えて給付を打ち切ってしまいました。Uさんは「薬を飲めば治る」という言葉を信じて医師が処方したステロイドが入った薬を服用した結果、体がちぎれるような痛みで襲われて三度救急車をつかったそうです。

その後、早く治りたい一心で、医師や監督署の勧めを受け入れ私費治療に切り替えました。病名は胸隔出口症候群といえます。港区の協立病院で手術を受けました。

望を託して臨んだ手術であったけれど、術後も体中に走る痛みが取れず、加えて明らかに記憶力の減退も自覚するようになってきました。

そんな折に父親が倒れて看病にあたるという大変な役目を担うことになりました。監督署から休業補償不認定（平成12年5月から13年10月分）のハガキが届いたのはこの時期でした。父親の看病と全身の痛みで疲れ果て、かつ物忘れがひどくなったことが重なり審査請求（60日）

の期日を2～3日過ぎてしまいました。この時点で体の痛みを我慢して健康センターを訪ねてられました。

実は監督署は、Uさんに文書を示すなどして丁寧な説明をしませんでした。だめもとでもよいからと、彼女は審査官に事情をつたえて受理をお願いしたいという気持ちになりました。Uさんが親しくしている友人や職場の方たちの協力を得て嘆願文書を書いてもらいこれを提出しましたが、結果は徒労に終わってしまいました。しかし初めて自分の問題を周りの人たちに訴えたことは得がたい経験になったようです。

Uさんを、時には絶望するほどの状態に落とし込んだのは、監督署の意を汲んだ医師の判断だといわざるを得ません。Uさんは、弁護士の指導を受け、新たに平成13年10月以降の休業補償支給申し立てを行いました。

インターネットや同病者などから意欲的に集めた情報から、自分の傷害は脳脊髄液漏出による症状ではないかと考えるようになりました。岡山県に専門医がい

ることを知って早速診察を受けました。

医師は低髄液圧症候群（慢性脳脊髄液漏出症候群）という聞き慣れない病名を教えてくださいました。この病気について医師の説明は、「脳脊髄を船に例えると脳神経脊髄神経は船からのロープであり、体の各部は港に例えることができる。引き潮になれば船は下がりロープはピンと引っ張られる。視神経が引っ張られれば眼痛、頸部の神経が引っ張られれば軽痛、そのほか耳鳴りなどの症状が出る。心身症もこれによることがある。（髄液の漏出によって）すべての脳神経、脊髄神経が障害を受けることになる」というものでした。

Uさんは「ブラッドパッチ」といって、髄液の漏出を防止する苦しい手当てを二度受けました。医師は100パーセントの回復は保証していませんが、確かな効果を彼女は感じていて期待をかけています。Uさんは苦しいときにも笑顔を絶やさない敬虔なクリスチャンです。彼女の健康状態回復を待つ労災認定の運動に協力したいと思っています。

内野さんの労災認定を求め 「支援する会」結成総会を開催

豊田労働基準監督署に、ご主人の過労死を労災認定申請した内野博子さん。2003年12月、豊田労基署は理不尽にも「業務外認定」の決定をしました。これをきっかけに、去る4月11日（日）午後1時、豊田文化センターで、「支援する会」が結成されました。結成総会では、中京大学教授猿田先生、水野弁護士、田巻弁護士、愛労連議長見崎さん、愛労連西三河ブロック協議会長桜井さん、豊田革新懇八ヶ代さん、NPO法人愛知健康センター代表近森さんを代表委員に選出しました。参加者は、60名近くに上りました。

2002年2月9日、トヨタの工場で作業中にご主人を亡くされ、通夜や葬儀の席でも友人・親族から「過労死」という言葉を聞いていた奥さんは、生前、長時間過密な残業をしていたこと、それに対し会社の姿勢があまりにも冷たいと思うこと、労災と認められなければご主人に申し訳ないという一念から、労災申請に至りました。

豊田労基署に労災認定申請をしてから、「業務外認定」の通知があるまで、5回労基署交渉を実施しました。

前半は、死亡原因の真相を解明すること。時間外労働時間を、出勤・帰宅時間を手がかりにしたご主人の行動記録資料の作成。職場の上司・同僚、会社の人事担当者、組合への聞き取り、そして会社との話し合いの中から残業時間を算出するといったことを中心に行いました。

後半は、死亡原因についての事実、時間外労働時間が認定基準を上回るといった点を主張し、この死亡災害は、認定基準に照らし合わせると、充分認定基準を満たしていると申し入れ、「業務上認定」を強く求めました。

しかし、会社は、最終提出資料で、「会社が残業と認めたもの以外の時間外労働は、問題がある」という内容の書類を、内野さんと豊田労基署に送付してきました。

時間外労働時間については、内野さんの考えで、会社と一緒に時間外労働時間を算出した方がいいと提案し、最終的に算出した時間外労働時間114時間については、会社人事も「妥当な線だ」と認めたものでした。ところが、会社は掌を返すように、算出した時間外労働時間に異議を申し立てる暴挙に出ました。約束を裏切る行為には怒りが収まりませんでした。

最後の豊田労基署交渉を終えてから四ヶ月が経過し「業務外認定」の通知がきました。あれだけ膨大な資料を作成・提

出し、特に時間外労働時間、また死亡原因についても認定基準の対象疾病になっているので、「過労死認定基準」をクリアできたと考えていました。そして良い結果を期待していた訳ですが、「業務外認定」の通知は、残念というより悔しさと怒りでいっぱいでした。

「業務外認定」後、弁護士、健康センターは、早速、弁護団を結成し裁判で決着をつけようと内野さんを励ましてくれました。

その後、弁護士事務所で対策を協議し、県労働基準局に対し、「審査請求」を行いました。

私たち支援する会事務局は、内野さんの労災認定を強く求め、今後は署名・支援する会への入会活動に全力を挙げて闘っていきたいと考えています。皆様のご支援をお願いいたします。

(支援する会事務局 山下 仁)

内野さんの過労死労災認定を 支援する会結成総会



講演する水野弁護士



訴えをする内野さん



経過報告をする山下さん

大阪高裁(大出晃之裁判長)は平成十六年一月三〇日、地公災基金大阪支部が公務外決定をしていた堺市新金岡小学校の鈴木均教諭の過労死事案について原処分の公務外認定処分を取り消す旨の判決を行いました。鈴木教諭は平成二年十月八日、勤務先の小学校から帰宅する途中、コンビニ店で倒れ、救急車で搬送されましたが四日後の十二日に死亡(死亡時三七才)したものです。

本件は、平成三年十二月に鈴木教諭の妻が、公務災害請求を行いました。五年後の平成八年一月に公務外処分を受けたため、さらに支部審査会に審査請求し、審査請求も棄却されました。そして、平成十年七月に再審査請求をしましたが、平成十一年三月に棄却の裁決を受けたため、平成十一年三月に大阪地裁に提訴していました。

しかし、大阪地裁は平成

十三年に原告の訴えを棄却したために、大阪高裁に上告していたものです。そして大阪高裁は一審判決をとり消す逆転の画期的な判決を下しました。その後地公災基金大阪支部も最高裁に上告せず、判決は確定しました。鈴木教諭が亡くなったから、十四年後によやく公務災害として救済されたのです。

就学援助家庭の児童数が、百分の二五を超えていました。鈴木教諭が担任していた五年二組は、要配慮児童が三九名中、二七名存在し、そのうち特に虐待や不登校、遅刻、問題行動の多い指導困難な児童が在籍していました。

曜日に心原性脳塞栓症(心臓疾患が原因で発生した血栓が、動脈を流れて脳に入って起こす脳梗塞)を発症して死亡したのでした。

これに対して地公災基金大阪支部は①鈴木教諭は高学年の担任に習熟していた②要配慮児童も一般的な程度で、学校運営上通常起こりうるもの、③体育主任・

事例紹介

堺市の教員の過労死を過重な公務と認める 大阪高裁で公災基金の処分をとり消す判決 給食時間・休憩時間も教育の一環と認める

大阪高裁

事をしており、発症前一カ月の時間外労働は百時間を

保健主事の任務は十分に習熟していた。④休憩時間も

決したのでした。

鈴木教諭は昭和五十一年四月に堺市教員に採用され十四年にわたって小学校教諭を勤めていた中堅で行動力旺盛な教員でした。

超えていました。とくに死亡前の一週間は、体育会の準備の責任者として設営や練習の指導をし、体育会の翌日は社会科見学を行うなど異常な勤務となっていた

休まずに働いていたことはあり得ない。⑤発症一カ月の体育会の準備なども過重なものではなかった。⑥発症二カ月前は夏休みがあつた。⑦糖尿病に罹患していた・タバコを一日二〇本程度吸っていた、などとして公務外としていたのでした。

また本件については、脳血栓が脳梗塞かも問題になつていましたが、判決では「訴訟上の立証は一点の疑義も許されない自然科学的証明でないから、描象的な可能性を指摘し、これに沿う医学文献を出したとしても何ら有効な反証とならない」と被控訴人の主張をき

そして、昭和五十九年以降学校の体育主任を務めるとともに、昭和六一年からは保健主事を兼任する勤務となっていました。新金岡小学校は、生活保護家庭及び

はるかに超えていました。そして日曜日には気分がすぐれないと訴え、翌日の月

こうした基金大阪支部の

不支給処分に対し、大阪高裁は①クラス担当はきわめて精神的負担の大きい公務だった。②体育会・連合運動会の責任者として、相当な精神的・肉体的負担を伴うものであった。③超過労働時間からみても過重であった。④給食時間や休み時間は、それ自体が教育の一環であり、労働時間から除くことはできない、⑤自宅の持ち帰り時間は学校内の仕事と比較して負担に有意な差があるものではない、として、「本件疾病の原因は疾病前の過重な公務にあると考えるほかない」と判決したのでした。

(この記事は、「東京社医研ニュース」より転載いたしました。)

働くもののいのちと健康を守る2004年セミナーのご案内

東日本セミナーの企画案内

第1日目（5月22日） 13:00～17:30

- 記念講演1 「働く女性の健康問題と権利（仮題）」
講師：村口 喜代（産婦人科医師）
- 記念講演2 「働くもののメンタルヘルス」
講師：精神科医師（折衝中）
- 講座（前半） 第1日目は、助言者から1時間程度の問題提起を受けます。

第2日目（5月23日） 9:00～12:00

- 講座（後半） 講座に分かれ、討論で深めます。
- 全体会 二日間のまとめや訴えを行います。

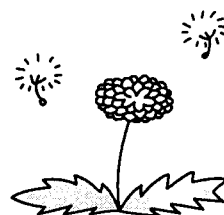
	講座の名称	講座の内容
第1講座	安全衛生基礎講座	職場における安全活動の入門講座です。
第2講座	安全衛生実践講座	職場や産別の安全・衛生委員会活動や長時間・過密労働の規制の経験を学びます。
第3講座	働くもののメンタルヘルス	職場に広がる心の病の基礎知識、気づき、対応、職場復帰など専門医師を囲んで深めます。
第4講座	労働関連疾患の認定・裁判闘争	過労死や過労自殺、頸肩腕、腰痛、VDT、職業ガンなど労働関連疾患の労災認定や裁判闘争について学びます。
第5講座	地域の健康と地方・地域センターの活動	地域における健康の実態を学び、地方・地域センターの活動を交流します。
第6講座	女性の健康問題と権利	女性のかかえる健康問題と男女で支える権利行使を学びます。

- ところ・・・宮城県松島「ホテル壮観」
- 参加・宿泊費・・・一泊二食＝18,000円、日帰り＝5,000円
- 主催団体・・・申込はいずれも

働くもののいのちと健康を守る全国センター

TEL 03-5842-5601

FAX 03-5842-5602



西日本セミナーの企画案内

第1日目（5月28日） 13：00～17：30

- 記念講演 「すべての働くもののいのちと健康を守るために」
講師：福地 保馬（全国センター理事長）
- 課題講演 「働くもののメンタルヘルス（心の健康）」
講師：渡辺 克己（心療内科医師）
- 地元文化行事 「金子みすずの歌コンサート」
ー人間みんなちがってみんないいー もり いさむ
- 夕食交流会 ＊各地方から地酒と地元おつまみもちより交流会

第2日目（5月29日） 9：00～12：30

- 講義・報告と討論・交流
- 全体会 二日間のまとめや訴えを行います。

	講座の名称	講座の内容
第1講座	職場の労働安全衛生活動Q＆A	職場における労働安全活動の講座です。
第2講座	学校現場の労働安全衛生活動	教職員の健康と労働安全衛生委員会活動の経験を学びます。
第3講座	働く女性の健康を男女ともに守る健康権の確立	働く女性の健康問題と男女共健康で働ける職場づくりを学びます。
第4講座	過労死・過労自殺の労（公）災認定補償と課題	過労死や過労自殺の労災認定補償や裁判闘争について学びます。
第5講座	労働関連疾病（腰痛・頸肩腕障害・じん肺など）の労災認定補償と予防	けいわん、腰痛、VDT、職業ガンなど労働関連疾患の労災認定補償や裁判闘争について学びます。
第6講座	働くものの健康を地域で守るー市町村合併と地域保険、中小零細企業労働者、中小業者、農漁民の健康を守る	市町村合併がすすむなか地域で働くもののいのちと健康を守る課題と方向を学びます。

- ところ・・・山口県萩市萩国際観光海上ホテル「楽天地」
- 参加・宿泊費・・・一泊二食＝18,000円、日帰り＝5,000円
- 主催団体・・・働くもののいのちと健康を守る全国センター
TEL 03-5842-5601 FAX 03-5842-5602
- 地元連絡先・・・働くもののいのちと健康を守る山口センター
TEL 0839-73-6435 FAX 0839-74-4070

5月1日(土)	メーデー	10:00 白河公園
3日(月)	憲法会議講演	13:00 公会堂(鶴舞公園)
6日(木)	住軽金9争議事務局会議	18:30 全港湾
7日(金)	教職員部会	18:30 労働会館本館
10日(月)	第17回事務局会議	10:00 事務所
11日(火)	金丸事務局会議	18:30 事務所
12日(水)	春の健康学校A講座	18:30 労働会館本館
13日(木)	泰中地労委	9:30 地労委
14日(金)	過労死判例研究会 住軽最高裁判所等要請行動(東京)	18:00 水野弁護士事務所
15日(土)	金丸支援する会総会	18:30 労働会館本館
19日(水)	春の健康学校B講座	18:30 労働会館本館
22(土)～ 23(日)	東日本セミナー	22日13:00～23日12:00 宮城県松島「ホテル壮観」
24日(月)	第18回事務局会議	10:00 事務所
26日(水) 28(金)～ 29(土)	春の健康学校C講座 西日本セミナー	18:30 労働会館本館 28日13:30～29日12:30 萩市国際観光海上ホテル「楽天地」
29日(土)	倉田さんを支援する会結成総会	13:30 刈谷市民会館
6月2日(水)	春の健康学校D講座	18:30 労働会館本館
7日(月)	第19回事務局会議	10:00 事務所
19日(土)	過労死・過労自殺110番	10～15時 過労死弁護団

<メールアドレス変更のお知らせ>

愛知健康センターの電子メールアドレスが変更になりました。
お手元のメールアドレスの変更をお願いいたします。

旧 : zah03421@nifty.ne.jp



新 : inoken-aichi@roren.net

